

特別養護老人ホーム浜玉荘 利用料金表

令和8年6月1日改定

1、介護報酬の告示上の金額(介護老人福祉施設)

1ヶ月:31日

単位:円

多床室	要介護度別の費用(Ⅱ)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅲロ)	栄養マネージメント強化加算	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/月	31日小計	介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)17.6%	告示額 31日当たり計	居住費・食費			合計			
										居住費	食費	31日当たり計	1ヶ月計(1割)	1ヶ月計(2割)	1ヶ月計(3割)	
第1段階 老齢年金または生活保護受給者世帯全員が市民税非課税かつ預貯金等の合計額が1000万円以下	要介護度1	589	18	12	16	11	10	20,036	3,526	23,562	0	300	9,300	32,862		
	要介護度2	659	18	12	16	11	10	22,206	3,908	26,114	0	300	9,300	35,414		
	要介護度3	732	18	12	16	11	10	24,469	4,307	28,776	0	300	9,300	38,076		
	要介護度4	802	18	12	16	11	10	26,639	4,688	31,327	0	300	9,300	40,627		
	要介護度5	871	18	12	16	11	10	28,778	5,065	33,843	0	300	9,300	43,143		

第2段階 年金収入等80万円以下世帯全員が市民税非課税かつ預貯金等の合計額650万円以下	要介護度1	589	18	12	16	11	10	20,036	3,526	23,562	430	390	25,420	48,982		
	要介護度2	659	18	12	16	11	10	22,206	3,908	26,114	430	390	25,420	51,534		
	要介護度3	732	18	12	16	11	10	24,469	4,307	28,776	430	390	25,420	54,196		
	要介護度4	802	18	12	16	11	10	26,639	4,688	31,327	430	390	25,420	56,747		
	要介護度5	871	18	12	16	11	10	28,778	5,065	33,843	430	390	25,420	59,263		

第3段階① 年金収入等80万円より上で120万円以下世帯全員が市民税非課税かつ預貯金等の合計額550万円以下	要介護度1	589	18	12	16	11	10	20,036	3,526	23,562	430	650	33,480	57,042		
	要介護度2	659	18	12	16	11	10	22,206	3,908	26,114	430	650	33,480	59,594		
	要介護度3	732	18	12	16	11	10	24,469	4,307	28,776	430	650	33,480	62,256		
	要介護度4	802	18	12	16	11	10	26,639	4,688	31,327	430	650	33,480	64,807		
	要介護度5	871	18	12	16	11	10	28,778	5,065	33,843	430	650	33,480	67,323		

第3段階② 年金収入等の合計が120万円より上世帯全員が市民税非課税かつ預貯金等の合計額が500万円以下	要介護度1	589	18	12	16	11	10	20,036	3,526	23,562	430	1,360	55,490	79,052		
	要介護度2	659	18	12	16	11	10	22,206	3,908	26,114	430	1,360	55,490	81,604		
	要介護度3	732	18	12	16	11	10	24,469	4,307	28,776	430	1,360	55,490	84,266		
	要介護度4	802	18	12	16	11	10	26,639	4,688	31,327	430	1,360	55,490	86,817		
	要介護度5	871	18	12	16	11	10	28,778	5,065	33,843	430	1,360	55,490	89,333		

第4段階 市民税課税世帯もしくは預貯金等の額が各段階の基準を超えている場合	要介護度1	589	18	12	16	11	10	20,036	3,526	23,562	915	1,445	73,160	96,722	120,284	143,846
	要介護度2	659	18	12	16	11	10	22,206	3,908	26,114	915	1,445	73,160	99,274	125,388	151,502
	要介護度3	732	18	12	16	11	10	24,469	4,307	28,776	915	1,445	73,160	101,936	130,712	159,488
	要介護度4	802	18	12	16	11	10	26,639	4,688	31,327	915	1,445	73,160	104,487	135,814	167,141
	要介護度5	871	18	12	16	11	10	28,778	5,065	33,843	915	1,445	73,160	107,003	140,846	174,689

適 用		1割負担額	2割負担額	3割負担額
1. 初期加算	(1)入所した日から30日以内			
	(2)30日以上入院後に再入所した場合	30円/日	60円/日	90円/日
2. 外泊・入院 時加算	(1)入院・外泊時月6日を限度	246円/日	492円/日	738円/日
	(2)入院・外泊の初日、最終日は算定不可			
3. 安全対策体制加算	入所初日に限る	20円	40円	60円
4. 療養食加算	療養食を提供した場合	18円/日	36円/日	54円/日
5. 看取り介護体制加算(Ⅰ)	(1)死亡日以前31日以上45日以下	72円/日	144円/日	216円/日
	(2)死亡日以前4日以上30日以下	144円/日	288円/日	432円/日
	(3)死亡日以前2日又は3日	680円/日	1,360円/日	2,040円/日
	(4)死亡日	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日
6. 若年性認知症受入加算 (対象入所者のみ)	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を決め、入所者を中心に特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合	120円/日	240円/日	360円/日
7. 認知症行動・心理状況緊急対応加算	認知症行動・心理状況にて緊急入所した場合	200円/日	400円/日	600円/日
8. 経口移行加算	経口移行計画を作成し医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士及び看護員による支援が行われた場合、計画作成から起算して180日以内	28円/日	56円/日	84円/日
9. 経口維持加算(Ⅰ)	(1)入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための、経口維持計画を作成している場合等。	400円/月	800円/月	1,200円/月
経口維持加算(Ⅱ)	(1)(Ⅰ)を算定している場合で、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するにあたっての会議に医師等が参加した場合。	100円/月	200円/月	300円/月

《軽減等》

- 1、特定入所介護サービス費(負担限度額) 2、社会福祉法人等による軽減
- 3、高額介護サービス費 ※ 償還払い(保険者より約3ヶ月後に払い戻し)
- 1・2段階 15,000円以上 3段階 24,600円以上 4段階 93,000円以上・140,100円以上

上記の利用料金に同意します。

令和 年 月 日

氏名

(利用者名: )